

第1章 調査の概要

第1節 調査の趣旨

2013年4月より、改正労働契約法が全面的に施行され、有期契約労働者が安心して働き続けられるよう、「雇止め法理」が法定化される（第19条）とともに、新たに反復更新で通算5年を超えた場合の無期契約への転換（第18条）や、有期・無期契約労働者間に於ける、不合理な労働条件の相違の禁止（第20条）等が規定された。

その後、大学等及び研究開発法人の研究者や教員等については、無期転換申込権の発生までの期間（5年）を10年とする、特例が設けられた（2014年4月より施行）。また、「高度な専門的知識等を持つ有期契約労働者」や「定年後、継続して雇用される有期契約の高齢者」についても、その特性に応じた適切な雇用管理がなされる場合、無期契約への転換申込権を一定期間、発生しないこととする「特例」が設けられた（2015年4月より施行）。

そうした一連の労働法制の見直しに対する、企業の対応状況等を明らかにするため、厚生労働省（労働基準局労働関係法課）からの要請に基づき、改正労働契約法の全面施行より3年半、特例の施行から1年半を経過した時点の状況を把握することとした。

なお、今後は通算5年を超える有期契約労働者から、職務や勤務地、労働時間等が限定された無期契約労働者（「多様な正社員」）に転換する者も増加し、結果として「正規－非正規の二極化の緩和」や「優秀な人材の定着」「ワーク・ライフ・バランスの確保」等に資することが期待されている。そこで、本調査では併せて、「多様な正社員」の活用状況や今後の導入ニーズ、また、雇用管理上の課題等についても把握した。

第2節 調査の方法

調査対象（標本）は、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業（郵便局、協同組合等）、サービス業（他に分類されないもの）の15産業分類で、常用労働者を10人以上、雇用している全国の民間企業30,000社である。民間信用調査機関が所有する企業データベースを母集団に、産業分類と規模区分（1,000人以上、300～999人、100～299人、50～99人、10～49人の5区分）を掛け合わせた75層別に、無作為抽出を行った（層化無作為抽出）。

調査項目は、調査票（付属資料）の通り、全25問である。

具体的には、①改正労働契約法の認知度、②有期契約労働者の雇用状況と雇用理由、③労働契約法の改正以降に於ける雇止め状況や無期契約労働者への転換状況、④有期契約労働者の職種の活用状況、⑤契約状況や更新上限等の設定・改定状況、⑥改正労働契約法の無期転

換ルールへの対応状況・方針、⑦通算5年を超えないように運用する場合の理由と方法、⑧対応方針が未定・分からない場合の検討状況や、対応方針を決める上でネックになっていることと行政支援の必要性、⑨今後3年間に無期転換している割合と無期化の形態、⑩「別段の定め」の活用意向と変更する労働条件・処遇要素、⑪無期転換に伴うメリットと雇用管理上の課題、⑫正社員への登用制度・慣行の導入状況とこの間の登用実績、⑬改正労働契約法の施行に伴う、正社員登用制度・慣行の見直し状況・方針、⑭有期・無期契約労働者間に於ける、不合理な労働条件の相違禁止ルールへの対応状況・方針、⑮対応方針を決める上でネックになっていることと行政支援の必要性、⑯改正労働契約法の特例の認知度、⑰高度専門職有期の雇用状況と特例の活用意向、⑱定年再雇用有期の雇用状況と特例の活用意向、⑲多様な正社員の活用状況、⑳無限定正社員⇔多様な正社員間に於ける転換制度・慣行の有無と転換実績、㉑就業規則に於ける規定状況と書面による本人への明示状況、㉒事業所閉鎖等に直面した場合の対応方針、㉓多様な正社員の今後の活用ニーズとその理由、㉔就業規則や賃金表の策定状況、㉕企業の概要（主たる業種と一部業種の主な分野、雇用者規模と金融危機に伴う変動状況、労働組合等の有無と組合員範囲、事業所数と展開状況、企業設立年、過去3年間の経営状況）等である。

なお、本調査は、対象企業を固定して継続的に調査する「パネル調査」ではないものの、改正労働契約法への対応部分については、基本的に前回調査と比較できるよう設計し、過去2度にわたり同様の調査を実施してきた経緯がある¹。

そのため、今回の調査でも、基本的には前回までの調査項目を可能な限り踏襲したが、無期転換ルールの効力が本格的に発揮されてくるであろう2018年4月以降へ向けて、（調査時点で）残すところ1年半に迫るなか、より小規模な企業の状況も把握したいと、調査対象を「50人以上²」から「10人以上」に拡大した。結果として、今回の調査結果と過去の調査結果を、単純に比較することは出来ない点に注意する必要がある。

調査期間は2016年10月5日～11月14日で、10月1日時点の状況を尋ねた。

調査方法は、郵送配付・郵送回収方式であり、有効回収数は9,639社（有効回収率32.1%）となった³。

¹ JILPT 調査シリーズ No.122 「改正労働契約法に企業はどう対応しようとしているのか -『高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査』結果- 』（2013年）、JILPT 調査シリーズ No.151 「改正労働契約法とその特例に企業はどう対応しようとしているのか、多様な正社員の活用状況・見通しはどうなっているのか -『改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査』結果- 』（2015年）。

² 厚生労働省「有期労働契約に関する実態調査」（平成23年）によれば、有期契約労働者を雇用している事業所の割合は、5～29人では29.4%にとどまるのに対し、30～99人で62.6%に上昇し、以降、100～299人で81.9%、300～999人で90.8%、1,000人以上で92.1%となっている。こうした現状を踏まえ、過去2度の調査では「50人以上」の企業を対象としてきた。

³ 本調査の結果で示す%表示は、すべてn数から算出し、小数点以下第2位を四捨五入したものである。そのため、本文や図表の中の内訳構成比(%)の合算が、必ずしも100%あるいは総計に一致しないこともある。